

2026.02.02

## ESG リスクトピックス <2025 年度第 11 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

### 今月のトピックス

<気候変動>

OGX 排出量取引制度（GX-ETS）の排出枠割り当て指針等、詳細ルールを公表 —経産省—

（参考情報：2025 年 12 月 19 日付 経産省 HP：

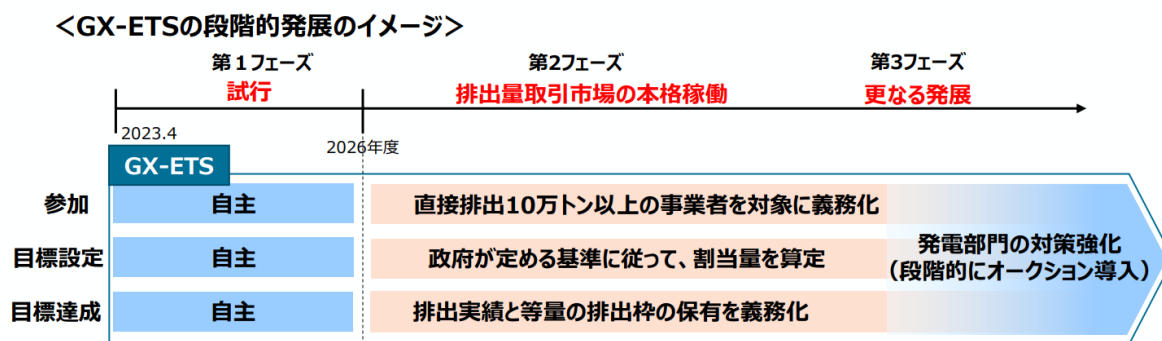
[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo\\_gijutsu/emissions\\_trading/20251219\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/20251219_report.html)

2024 年 12 月 19 日付 内閣官房 GX 実行推進室「GX 実現に資する排出量取引制度に係る 論点の整理（案）」：[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx\\_jikkou\\_kaigi/carbon\\_pricing\\_wg/dai5/siryou2.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/carbon_pricing_wg/dai5/siryou2.pdf)

経済産業省の産業構造審議会は、2026 年度から義務化が開始される GX 排出量取引制度（GX-ETS）の詳細設計をまとめた。

GX-ETS は 2025 年 5 月に成立した改正 GX 推進法に定められ、企業間での温室効果ガス排出枠の売買を認めるもので、社会全体の排出量を効率的かつ段階的に削減することを目的とした日本初の本格的な法定カーボンプライシング制度である。大規模事業者（直接排出 10 万トン以上）の参加を義務付けており、GX 推進機構の運営のもと、制度は第 1 フェーズ（自主的試行、2023～2025 年度）、第 2 フェーズ（義務化、2026 年度～）、将来的な第 3 フェーズ（有償オークション導入予定）に分かれる。

<図 GX-ETS のスケジュール概要>



出典：経済産業省「産業構造審議会 排出量取引制度小委員会中間整理」より

2026 年度（第 2 フェーズ）からは、政府が全体の排出上限を設定し、各企業に排出枠を割り当てる。今回の取りまとめにおいては、主に以下の事項が正式に定められた。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>密接関係者との共同での届出：</b> 排出目標等の共同提出の対象として、ホールディングス等の親会社が直接排出量の観点から制度対象外となるケースを想定し、グループ会社（兄弟会社を含む）単位での義務履行を認める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ベンチマークとグランドファザリングによる割り当て：</b> 排出枠は同業種上位企業のベンチマークか、ベンチマーク設定困難な業種は過去排出量に削減率を乗じる方法（グランドファザリング方式）とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>基準活動量・排出量の算定方法詳細：</b> 事業所の新設・廃止・活動量の変動等が発生した場合には割当量を調整する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>小規模事業所の扱い：</b> 小規模事業所（エネルギー使用量 1500kL 未満）は、手続きの簡素化の観点から活動量の変動に伴う調整は省略する。小規模事業所群を一体とみなし、全体で 7.5%超の変動時のみ調整する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>過去の削減努力の勘案：</b> 過去（2013 年度以降）の自主的な削減努力も反映し、グランドファザリング設定削減率以上の削減は割当量に反映する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>GX 関連の研究開発投資の勘案：</b> 研究開発費や自己負担額も一定条件で排出枠不足分の軽減に活用可能。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>排出枠の上下限価格：</b> 2026 年度の上限取引価格は 1t あたり 4,300 円、調整基準価格は 1,700 円、以降は物価変動を加味して決定する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>本制度におけるクレジットの扱い：</b> 削減インセンティブを確保するため、J-クレジット*や JCM クレジット**の利用は実排出量の 10%までとする。今後 DACCS***や CCS****などへの対象拡大を予定。</li> </ul>

出典：経済産業省「産業構造審議会 排出量取引制度小委員会中間整理」をもとにインタ総研作成

義務化対象企業は日本全体で 300～400 社となる想定で、国内の温室効果ガス排出量の 60%に相当する見込みである。

対象企業には中長期の排出目標や実績、研究開発投資などを含む移行計画の策定・毎年の提出と公表が義務付けられる。設備投資計画・実績は提出義務のみで公表は不要となる。これらに対応していく上で、排出量データの正確な測定・管理体制の整備、第三者機関による排出量の検証や割当量の認証を受けること、償却枠の調達計画が求められる。

また、内閣官房 GX 実行推進室は今後の検討論点として、サプライチェーン全体での排出削減の必要性を挙げている。この流れから義務化対象外企業においても、排出量データの把握・提供、削減努力、提携する大企業との連携強化がさらに求められる可能性がある。中小企業には相談窓口や支援策も設けられているため、これらを活用した準備が重要となる。

\* J-クレジット

日本国内において、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入、森林管理などにより削減・吸収された温室効果ガスの量を「クレジット」として認証し、企業や自治体などが取引できる制度。これにより、排出削減努力を行った主体はクレジットを販売することができ、他の事業者はクレジットを購入することで自らの排出量の一部として活用することが可能となる。

\*\* JCM クレジット（Joint Crediting Mechanism：二国間クレジット制度）

日本と途上国などのパートナー国が共同で実施する温室効果ガス排出削減プロジェクトにより創出されるクレジット。日本企業が海外で省エネ設備の導入や再生可能エネルギー事業を展開し、その成果として得られた排出削減量を日本と相手国で分け合い、クレジットとして活用可能である。

\*\*\* DACCS (Direct Air Carbon Capture and Storage : 大気直接回収・貯留)

大気中の二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) を直接回収し、地中などに貯留する技術。従来の排出抑制策とは異なり、既に大気中に存在する CO<sub>2</sub> を回収するため、カーボンニュートラルやカーボンマイナスの達成に貢献する先進的な技術として注目される。

\*\*\*\* CCS (Carbon Capture and Storage : 二酸化炭素回収・貯留)

発電所や工場などから排出される二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) を回収し、地中深くに安全に貯留する技術。これにより、大気中への CO<sub>2</sub> 排出を大幅に削減できるため、産業部門における脱炭素化の有力な手段とされている。

### <サーキュラーエコノミー>

#### OWBCSD などが循環経済の国際的プロトコルを公表、気候・自然開示枠組みと連動を志向

(参考情報 : 2025 年 11 月 11 日付 WBCSD リリース : <https://www.wbcsd.org/news/wbcsd-and-one-planet-network-announce-launch-of-the-global-circularity-protocol-for-business-gcp-at-cop30/>)

持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) と国連環境計画 (UNEP) は 2025 年 11 月 11 日、両者が中心で開発を進めてきた、「循環経済に関する国際的なプロトコル (GCP)」の初版をブラジル・ベレンで開催中の国連気候変動枠組み条約第 30 回締約国会議 (COP30) で公表した。

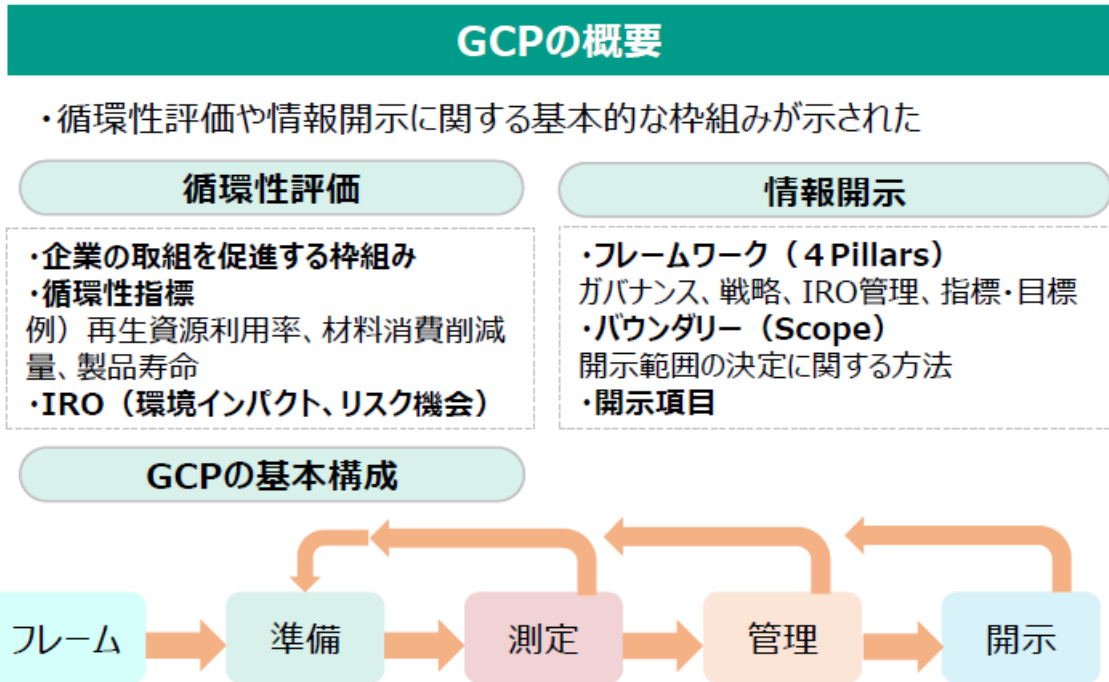
GCP は、企業やバリューチェーンにおける循環経済の取り組みを測定・整理するための世界共通の枠組みを目指したもの。企業が、自社の循環性に関する取り組みを国際的に比較可能な形で投資家や取引先に説明しやすくするのが主な目的だ。

GCP は、循環経済の取り組みを、個別の環境施策ではなく、企業活動全体の構造として把握・整理することを求めているのが特徴。具体的に、資源の投入段階から製品・サービスの設計・利用・回収・再利用に至るまでの一連のバリューチェーンで、どの段階で循環性が確保されているのか、またどの工程に構造的な課題が存在するのかなどを明らかにする必要がある。循環経済の実装状況を社外のステークホルダーが把握するためには、リサイクル率や再生材使用量といった単一指標の開示だけでは不十分で、企業がどのような事業構造・調達構造のもとで資源循環を組み込んでいるかを体系的に示すことが重要という設計思想に基づいている。

また、GCP は、TCFD や TNFD など既存の開示・評価フレームワークとの整合性や相互運用性を考慮した設計になっている。すでに気候変動や自然資本分野で情報開示や内部管理を進めてきた企業には、既存のデータやプロセスを活用しながら循環性を整理・説明することが可能だ。投資家や金融機関などが、循環経済に関する情報を他の ESG 情報と同様に比較可能な形で把握し、意思決定の参考材料に活用することも想定する。

日本の環境省も GCP の開発に関与した。資源循環分野における国際的なルール形成への参画を通じ、日本企業が循環経済の取り組みを他国と共通の枠組みで整理し発信できる環境づくりを進めたい考えだ。

図：GCP の概要（環境省報道発表 添付資料抜粋）



出典：2025年11月12日付 環境省 報道発表資料 [https://www.env.go.jp/press/press\\_01698.html](https://www.env.go.jp/press/press_01698.html)

<非財務情報開示>

○金融庁公表のサステナ開示好事例、SSBJ 開始見据えたポイントを掲載

（参考情報：2025年12月25日付 金融庁 HP: <https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20251225.html>）

金融庁は2025年12月25日、「記述情報の開示の好事例集2025（サステナビリティ情報の開示）」を公表した。

事例集では、投資家やアナリストなどが期待する開示のポイントとして、マテリアリティやバリューチェーンでの対応など SSBJ 基準に沿った有価証券報告書の開示を意識した内容が多数示された。時価総額3兆円以上の東証プライム上場企業を対象に27年3月期から、同基準に沿った開示が始まるスケジュールを見据えたとみられる。

【表1】SSBJ 対応に関する投資家・アナリストなどの期待の開示ポイント（抜粋）

有価証券報告書と任意開示の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有報は「投資家の意思決定に必要な要点」を SSBJ 基準に沿って集約し、詳細・ストーリー・図表等は統合報告書やサステナビリティレポート等へ誘導などの整理することも有用</li> </ul>
不確実性のある情報の積極開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来情報や見積り等、不確実性のある情報も、適切な手続きを踏んだ上で積極的に開示</li> <li>● 定性情報・将来予測など「期末前に検証可能な項目」を特定し早期着手</li> <li>● 定量情報について見積りや推計を含めた従来の方法にとらわれない算定方法を検討</li> </ul>
マテリアリティ概念の整理と開示方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● SSBJ 基準の「重要性（materiality）」は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、CSRD（企業持続可能性報告指令）、GRI（グローバル・レポートिंग・イニシアティブ）</li> </ul>

	<p>などが用いる「マテリアリティ（重要課題）」と意味合いが異なる点に留意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● SSBJ 準拠企業は、同基準が定義する「財務的に重要な情報」としてマテリアリティを特定・開示する必要</li> <li>● 準拠義務のない企業も、有報上の「マテリアリティ」は SSBJ 基準の定義に沿って財務的な重要性のある情報として開示することが望ましい</li> </ul>
サステナビリティ情報の範囲と位置付け	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● SSBJ 基準に準拠する企業は、基準が求めるサステナビリティに関する重要テーマを「過不足なく」開示。SSBJ 基準に当てはまらない事項についてはサステナビリティ情報とは別の開示欄で開示するか、または SSBJ 基準に準拠した開示項目とは明瞭に区別した適切な項目で開示することが望ましい</li> </ul>
バリューチェーン全体を視野に入れた対応と基準移行	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後 SSBJ 基準適用を見据える企業は、バリューチェーン全体を視野に入れた対応に期待</li> </ul>

【出典】記述情報の開示の好事例集 2025

一方、開示の好事例では、「財務影響の『大・中・小』抽象的な表現に留めず、金額レンジや閾値を定義して開示」した例に TOPPAN ホールディングスを選定。気候変動に関するリスク・機会一覧で、リスクの種類や時間軸などを各項目のつながりが理解できるよう表形式で開示した点に加えて、財務インパクトを、3段階かつ定量的に定義（小：10億円未満、中：10億円～100億円、大：100億円以上）した点を評価した。

【図1】 TOPPAN ホールディングスの好事例（一部抜粋）

【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

シナリオ	リスク分類	ドライバー/ハザード	事業への影響	依存/影響		気候	自然	リスク/機会	時間軸	財務インパクト		
移行	現在の規制/政策	炭素税の導入/引き上げ	・炭素税の導入による操業コスト増	影響	GHG 排出	○	-	リスク	中期	大	「TOPPAN グループ環境排出削減活動、長期	
		再生可能エネルギー比率の上昇	・電力単価の上昇に伴う操業コスト増 ・クリーンエネルギーに関連する市場拡大に伴う対象商材の売上拡大	影響	GHG 排出	○	-	リスク	中期	中	「TOPPAN グループ環境排出削減活動、長期 EV向け電池外装材や	
		使い捨てプラスチック規制の強化	・包装向けプラスチック税の導入によるコスト増 ・プラスチックリサイクル原料の需要拡大に伴う調達コスト増 ・リサイクル可能なプラスチック製品(パリアモノ/マテリアル包材等)の売上拡大	影響	GHG 排出 GHG 排出 GHG 排出	○ ○ ○	○ ○ ○	リスク リスク 機会	中期 長期 中期	中 中 大	リサイクル可能な包装材 リサイクル事業への参入 パリアフィルムの開発促進	
	新たな規制	木材調達の厳格化	・原紙調達先への森林伐採の賦課等、森林管理厳格化により原紙価格が上昇 ・木材代替建築材商品・化粧シートの売上拡大	依存	木材	-	○	リスク	-	-	-	-
		原材料価格の上昇 (原油価格由来)	・原油需要低下による石化原料フィルム調達コスト減少	影響	GHG 排出	○	-	リスク	中期	小	サプライヤーの調査/前	
		原材料価格の上昇 (価格転嫁)	・サプライヤーの炭素税・電力単価上昇に伴う紙・ガラスなどの非石化由来原料の調達コスト増	影響	GHG 排出	○	-	リスク	中期	大	サプライヤーの調査/前	
	市場	顧客・消費者の意識変化	・SX 商材を中心とした環境配慮型製品・サービスの売上拡大 ・紙代替としてのデジタルメディア・ソリューションの売上拡大	影響	GHG 排出	○	-	機会	短期	大	環境配慮型製品のライ	
		急性	・リモート/遠隔監視ニーズ拡大による次世代通信市場の拡大	-	-	○	-	機会	中期	中	ZETA などの通信関連	
		急性異常気象の激甚化	・洪水・浸水リスク増加に伴う生産機会、工場資産の損失 ・洪水・浸水リスク増加に伴う化学物質の外部流出	- 影響	- 土壌/水質汚染	○ ○	- ○	リスク リスク	中期 中期	大 小	長期的想定での代替生産 化学物質の流出可能性	
		慢性	森林生態系の変化	・森林火災の増加や害虫の発生等による紙供給量の減少に伴う原紙調達コスト増	依存	木材	-	○	リスク	-	-	-
物理	降水・気象パターンの変化	・水調達リスク/使用制限によるコスト増	依存	水	○	○	リスク	長期	小	水使用制限に対する代替評価の実施		
	気温上昇	・食品ロス/衛生ニーズの拡大による対象商材の売上拡大	-	-	○	-	機会	長期	小～中	高機能パリア包材の開発		
	食糧/バイオマス原料の収穫量の減少 (トウモロコシ等)	・難再生古紙や廃材など廃棄物由来のバイオエタノール需要の拡大	影響	廃棄物	○	○	機会	-	-	古紙バイオエタノールの		

【出典】記述情報の開示の好事例集 2025

また、同様の例に挙げた明電舎は、気候変動のリスク・機会のインパクト評価で財務的影響を4段階で定量的に定義した点および仮定を置いた試算や計算が不可能な項目を定性的に整理している旨を簡潔に記載している点を評価した。

【図2】明電舎の好事例（一部抜粋）

STEP 3 事業インパクト評価

STEP 1 で整理したシナリオ別の世界観及び、STEP 2 で整理した機会・リスク項目を踏まえ、事業インパクトの評価を実施しております。その過程で「第三次明電環境ビジョン」にて進捗目標を設定している2030年を対象に「営業利益へのインパクト」、「事業発生の蓋然性」の2軸から特に事業への影響が大きい項目をスクリーニングし、それらの項目について詳細分析を実施しております。影響が大きい各項目は、シナリオ別に市場成長率などをもとに「成行値（対策織り込み前の値）」を把握しました。一部仮定を置きながら定量的に試算し、計算が不可能な項目については定性的に整理しております。

営業利益へのインパクト(概算)	2030年における事業発生の蓋然性
特大：±100億円以上 大：±10億円以上 中：±1～10億円未満 小：±1億円未満	大：発現の可能性が高い 中：発現の可能性はあるが、確信をもって実現されるとは言えない 小：シナリオ止まり

	当社にとっての機会・リスク	対象事業	計算式	2030年営業利益へのインパクト	
				脱炭素シナリオ (RCP1.9)	温暖化シナリオ (RCP4.5, RCP8.5)
輸送業界の脱炭素化	EV事業の拡大	EV事業	最近平均売上高×ZEVストック成長率	大	小
再エネ比率の拡大	再エネ事業の拡大	風力・水力・太陽光・水素関連	最近売上高×国内再エネ発電伸び率	小	小
SF6などの化学物質規制	家電事業の拡大	SF6レス製品・環境配慮製品	当該製品最近売上高×VCB市場成長率	中	中
顧客の脱炭素希望拡大	グリーン製品需要増加	グリーン製品	※グリーン製品基準見直しは現時点では計算できず	-	-
炭素税の導入	調達・製造コストの上昇	全社	2030年Scope1,2排出量×炭素税 2030年Scope3 カategori1排出量×炭素税	068P	なし
水害の増加	操業停止・サプライチェーン崩壊 水害対策コスト	生産拠点	内閣府ツールを基に 2030年の1回あたり被害想定金額 × シナリオ発生確率など	大	大
労働環境の悪化	現場人件費の上昇	製造・保守・工事部門	2030年現場人員数×医療・保険費	小	小
産業用電力価格高騰	電力調達コストの上昇	全社	2030年電力使用量×産業電力料金上昇率	中	中

発生確率		
大	中	小

【出典】記述情報の開示の好事例集 2025

同庁は、企業の情報開示の充実に向けた実務の積上げ・浸透を図る目的で、証券市場関係者や企業の担当者などが参加する勉強会を2018年度から毎年開催。そこで紹介された内容などをまとめたのが好事例集だ。今年度内に2回の勉強会で取り上げ開示例を追加して、「記述情報の開示の好事例集 2025（最終版）」として公表・更新する予定。

＜経済安全保障＞

○経済産業省が「経済安全保障経営ガイドライン」を公表

（参考情報：2026年1月23日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2025/01/20260123004/20260123004-1r.pdf>)

2026年1月23日、経済産業省は、昨今の国際情勢の変化による供給途絶や重要技術・情報の流出等の経済安全保障上のリスクの高まりを受け、「経済安全保障経営ガイドライン（第1版）」を公表した。

本ガイドラインは、企業が経済安全保障上のリスクに対し、短期的な収益やコストのみに偏ることなく、中長期的な企業価値の維持・向上を見据えて、どのような検討・判断を行うべきかを整理する等、経営者向けの推奨事項を示したものである。

本ガイドラインでは、企業に求められる取組の方向性として、「自律性の確保」「不可欠性の確保」「ガバナンスの強化」の3点が挙げられている。これらは、特定の施策を一律に求めるもので

はなく、企業が自社の事業特性やリスク状況を踏まえて、検討・判断を行うことを想定している。

まず、「自律性の確保」とは、特定の国・地域やサプライヤーへの依存関係が、自社の事業継続や経営判断にどのような影響を及ぼし得るかを把握することである。具体的には、自律性確保に向けた全体最適なサプライチェーン戦略の立案や組織体制の構築、ステークホルダーとの対話といった対応が例示されている。

次に、「不可欠性の確保」とは、自社が有する技術や機能の重要性を整理し、競合他社等に代替されにくい価値をいかに維持・強化していくかを検討することである。具体的には、不可欠性確保に向けた中長期的な経営戦略の立案や組織体制・風土の構築、技術等が流出した場合の対応などが挙げられている。

最後に、「ガバナンスの強化」とは、経済安全保障上のリスクに関する情報収集を行い、同リスクを特定・分析・評価し、適切な対応策を検討・実行するとともに、その効果や対応プロセスを継続的にモニタリングする体制を整備することを指している。これは経済安全保障上のリスクへの対応を一時的な取り組みに終わらせず、経営者等として検討・判断を続けていく上での基盤となるものである。

本ガイドラインでは、上記の方向性を踏まえた経済安全保障に関する取り組みが、「経営者が善管注意義務を果たしていることの裏付けの一つとなるもの」と明記されている。企業においては本ガイドラインを参考に、更なる取り組みの強化を図ることが求められるとともに、変化する経済安全保障環境にフレキシブルに対応していくことが期待される。

## <サイバーセキュリティ>

### ○ISC2、2025年版「サイバーセキュリティ人材調査」の結果を発表

(参考情報：ISC2「2025 ISC2 Cybersecurity Workforce Study」：

<https://www.isc2.org/insights/2025/12/2025-ISC2-Cybersecurity-Workforce-Study>)

世界最大のサイバーセキュリティ専門家向け非営利会員組織であるISC2\*は、2025年版「サイバーセキュリティ人材調査」の結果を公表した。本調査は、2025年5～6月に、世界各国のサイバーセキュリティ責任者を対象にオンラインで実施され、過去最多となる16,029名（うち日本の回答者1,225名）が参加した。

今年の調査結果からは、組織が直面しているリスクが「人員不足」から「スキル不足」に明確にシフトしていることが読み取れる。特に不足しているのは、AI、クラウドセキュリティ、リスクアセスメント、アプリケーションセキュリティ、セキュリティエンジニアリング、ガバナンス・リスク・コンプライアンス（GRC）といった領域であり、これらのスキルを持つ人材の発掘が難しく、かつ十分な人数を雇う予算がないことが、スキル不足の主な要因となっている。なかでも「競争力のある給与を提示していない」と回答している日本の回答者は39%に上り、世界平均（25%）を上回った。

また、AIを用いたサイバーセキュリティツールはすでに多くの組織で運用・テストされており、運用中のチームの63%が「生産性が大きく向上した」と回答している。一方で、AIを悪用した攻撃は増加している。小規模組織の方がAI関連インシデントの経験率が高く、70%が少なくとも1種類のインシデントを、58%が複数のインシデントを経験したと回答している。

## 調査結果のポイント

- ・ 予算制約・人員不足・人材投資不足が依然として問題だが、昨年比では「横ばい」。
- ・ 課題の中心は「人員不足」から「スキル不足」にシフトしている。
- ・ 88%の回答者が「スキル不足に起因する重大な影響を少なくとも1つ経験した」と回答、多くの組織は社内育成、AI／自動化、外部委託などを組み合わせて対応している。
- ・ AIセキュリティツールは既に3割弱の組織で運用されており、「積極的にテスト中」も含めると約59%に達する。運用中のチームの63%が生産性が大きく向上したと回答している。
- ・ AIを悪用した攻撃（サイバー攻撃、データ侵害など）は増加、小規模組織では70%が少なくとも1種類を、大企業でも52%がAI関連インシデントを経験している。
- ・ 仕事に対する満足度は68%、前年から2ポイント増となった一方、過重労働、スキル不足、キャリア停滞、給与、柔軟な働き方の欠如などが主な不満要因となっている。

出典：ISC2「2025 ISC2 Cybersecurity Workforce Study」をもとにインタ総研が作成

ISC2は結論として、サイバーセキュリティリーダーや採用担当者に対し、次の5点を推奨している。

- ①チームのモチベーション維持（柔軟な働き方・育成機会などの確保）
- ②人材・スキルへの投資（既存人材の体系的育成）
- ③AIをリストラツールではなく、キャリア成長の機会として前向きに活用すること
- ④サイバーセキュリティに関する経営としての明確な方針・戦略を示すこと
- ⑤インシデントへの備えの強化

各組織は常に最新の脅威にさらされ、新技術に追随する必要がある、「スキル不足」への対応は急務である。一方で、今回の調査結果からは他社への転職を検討している専門職が少なくないことが読み取れる。既存人材の転職を防ぎつつ、スキルアップやマルチスキル化によってこの問題に対処するためには、単に学習と成長の余地を確保するだけでなく、従業員の声を丁寧に聞き、組織の目標と個人の優先事項を整合させることが求められている。

- \* ISC2（アイエスシースクエア）は、情報セキュリティ分野の国際的な非営利団体で、CISSP（Certified Information Systems Security Professional）資格をはじめ資格試験の企画・運営、試験問題の作成・更新、認定プロセスの管理を行っている。正式名称は International Information System Security Certification Consortium。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

#### お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部**

**リスクマネジメント第三部**

[interrisk\\_csr@ms-ad-hd.com](mailto:interrisk_csr@ms-ad-hd.com) (危機管理・コンプライアンスグループ)

[interrisk\\_erm@ms-ad-hd.com](mailto:interrisk_erm@ms-ad-hd.com) (統合リスクマネジメントグループ)

[CyberRisk\\_irric@ms-ad-hd.com](mailto:CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com) (危機管理・サイバーリスクグループ)

**リスクマネジメント第五部**

[kankyo@ms-ad-hd.com](mailto:kankyo@ms-ad-hd.com) (サステナビリティ第一グループ)

[sustainability2@ms-ad-hd.com](mailto:sustainability2@ms-ad-hd.com) (サステナビリティ第二グループ)

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

#### <危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

#### <統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
  - ・リスクマネジメント体制構築
  - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

#### <危機管理・サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

#### <サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本・TNFD支援

#### <サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2026

MS&AD インターリスク総研は、2024年4月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

## リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



# RM NAVI

リスクマネジメントナビ

### こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、  
最新ノウハウを  
得ることが困難に…

リスク対策を  
効率化したいが、  
リソースが足りない…

情報セキュリティや  
BCPなどのリスク対策が  
進んでいない…

### RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&ADインターリスク総研の知見をフル活用  
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、  
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、  
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

